

PCB廃棄物処理事業と カネカの責任

2023年12月2日(土)

日台油症情報センター
PCB処理の安全性を考える全国連絡会
藤原 寿和

元高砂市議会議員 井奥 雅樹

PCB生産量の推移

日本のPCB生産量の96%はカネカ（旧鐘淵化学工業）

PCB総生産量：58,787トン、うちカネカ56,326トン

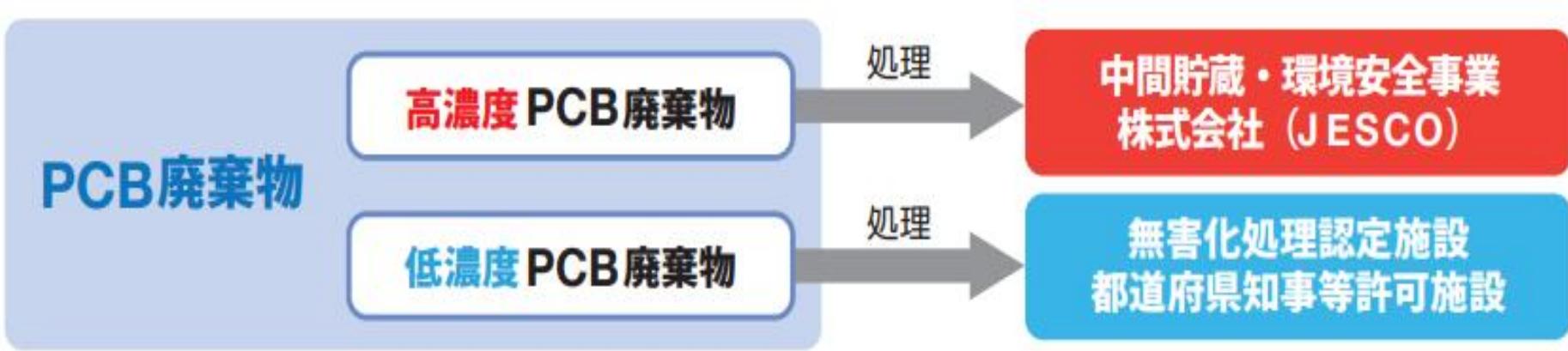
PCB生産量の推移

生産量トン



PCB処理の現状はどうなっているのか！？

2001年、PCB廃棄物処理特搜法制定
⇒2004年処理開始



高濃度PCB廃棄物：2023年3月3
1日まで処理終了！

低濃度PCB廃棄物：2027年3月3
1日までに処理終了！

PCB廃棄物の種類

高濃度PCB

①高圧変圧器・コンデンサー等



高圧トランス

高圧コンデンサ

高圧変圧器、高圧コンデンサー、リアクトル、放電コイル、サーボアブソーバー、変成器、開閉器、遮断器、整流器等

②安定器等



蛍光灯安定器

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

③可燃性のPCB汚染物(100,000mg/kg超)



感圧複写紙

感圧複写紙、ウエス、汚泥、防護具類、塗膜くず等



ウエス



インナーハンド



汚泥

④不燃性のPCB汚染物(5,000mg/kg超)

低濃度PCB

①微量のPCBに汚染された廃電気機器等



変圧器・コンデンサー等



柱上変圧器



OFケーブル

②可燃性のPCB汚染物等(100,000mg/kg以下)

③不燃性のPCB汚染物等(5,000mg/kg以下)



金属くず、コンクリくず、廃油等

中間貯蔵・環境安全事業体(JESCO)の5事業所
※②、③は北海道・北九州のPCB処理事業所で処理

都道府県及び政令市の長による許可施設
環境大臣による無害化処理認定施設
※処理施設ごとに、処理可能な品目が異なる。

高濃度PCB廃棄物の処理期限

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは、難分解性で慢性毒性を有する化学物質。
- 高濃度PCB廃棄物はすべてのエリアで、処分期限を終了



カネカ高砂工業所のPCB廃棄物保管量

表-1 PCB 廃棄物の保管量

種類	名称、当初保管量	処理概要	2021/4 保管	2023/10/17 現在
汚泥、固形物など	PCB 固形物 218 t	分析調査→10%以下 118t 固液分離→PCB 油 37t	新 PCB 油 : 37t 低濃度物 : 181t	高濃度廃棄物 0 t
	ろ過ケーキ 273 t	洗浄分離→PCB 油 112 t	廃 PCB 油 : 53t 低濃度物 : 126t	低濃度物 457 t *
	その他 39 t	保管 (低濃度)	低濃度物 : 39t	* : 塩素対策(収納量/ トラム削減+白土添加)
	低濃度物 41 t	全量オオノで処分	0 t	の実施により增量 〔R8末まで〕
TC 施設解体物	タンク残渣 79 t	内、45t をオオノで処分	低濃度物 : 34t	
	配管類(低濃度) 49 t	全量オオノで処分	0t	
圧縮トラム	圧縮トラム缶 400 t	全量オオノで処分	0t	0t
	高濃度物 : 609 t 低濃度物 : 490 t		高濃度物 : 90 t 低濃度物 : 380 t	高濃度物 : 0 t 低濃度物 : 457 t
洗浄分離廃棄物	配管、ポンプ、予備乾燥機など(低濃度)	今後、解体撤去で発生予定	0t	0t
安定器	17t (65トラム)	保管 (17t)	保管 (17t)	0t
電気機器	トランス等(微量)	順次オオノで処分	—	変圧器 1基

備考 低濃度 PCB 廃棄物保管量

前回報告(2023年7月26日)では2023年6月末の低濃度PCB廃棄物の保管量は477tであったが、9月以降、約20tをオオノ開発に搬出した為、10月17日現在の保管量は457t。

カネカ高砂工業所のPCB処理の現状①

■ 高濃度PCB油

- 液状 PCB廃棄物は、2023年 6月 に全量を JESCO大阪に搬送。安定器(65ドラム保管)は、2023年 10月 に全量をJESCO北九州に搬送。
- これにより高濃度 PCB廃棄物の JESCOへの搬出が完了。

カネカ高砂工業所のPCB処理の現状②

低濃度PCB油

- 保管低濃度 PCB廃棄物 (汚泥、PCB濃度 10%以下)は、9月より無害化処理認定施設(才オノ開奎株式会社)に搬出を開始、逐次処分実施。

低濃度PCB廃棄物の処理期限



- 低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までに無害化認定事業者等と処分委託契約を締結することが義務づけられている。

PCB特別措置法における定義

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等)

PCB特措法第十四条

保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間)

PCB特措法施行令第七条

法第十四条の政令で定める期間は、法の施行の日から令和九年三月三十一日までとする。

PCB処理の何が問題か

- PCB製造者の責任を問う法律がない⇒製造者のカネ力は基金への拠出のみ
- PCB廃棄物特措法はPCB廃棄物のみを対象⇒高砂PCB盛立地をはじめPCB汚染土壌は対象外
- PCB廃棄物特措法はPCB廃棄物保有者のみを対象
- PCB処理の過程で事故や漏洩を発生
- PCB処理の遅れ⇒大型トランスや安定器など処理困難な廃棄物処理の遅れ（カネ力等）

高砂西港 PCB固化汚泥盛立地の管理について

令和5年11月 | 日

株式会社カネカ高砂工業所

高砂西港P C B 固化汚泥盛立地の管理について（回答）

- 1、監視強化策 : 高砂西港P C B 固化汚泥盛立地の天端、法面のクラックの状況について
監視強化、把握する目的で、自主監視を2回／年追加します。
(6月、12月)
※確約書の監視回数と合わせて、4回／年の点検とします。
- 2、実施時期 : 追加の自主監視は、令和5年12月度より実施致します。
- 3、監視項目 : 下記、表－1を参照

高砂西港 PCB固化汚泥盛立地の管理について

表一 1

項目	確約書に基づく監視回数(現状)	自主的管理強化策 監視回数(追加)
1) 天端のアスファルト面		
① 貫通クラックの有無	2回/年(9、3月)	2回/年(6、12月)
② 穴あきの有無	2回/年(9、3月)	2回/年(6、12月)
2) 天端の排水溝		
① 貫通クラックの有無	2回/年(9、3月)	2回/年(6、12月)
② ゴミ等によるつまりの有無	2回/年(9、3月)	2回/年(6、12月)*
3) 法面		
① 貫通クラックの有無	2回/年(9、3月)	2回/年(6、12月)
② 小段の沈下の有無	2回/年(9、3月)	2回/年(6、12月)
4) 側溝		
① 貫通クラックの有無	2回/年(9、3月)	2回/年(6、12月)
② ゴミ等によるつまりの有無	2回/年(9、3月)	2回/年(6、12月)
5) その他		
① 貫通クラックの有無	2回/年(9、3月)	2回/年(6、12月)
② 穴あきの有無	2回/年(9、3月)	2回/年(6、12月)
③ フェンス損傷の有無	1回/月	同左

4、その他：これまで通り2回/年の監視結果について、東播磨県民局地域振興室及び高砂市環境政策課宛に報告します。報告様式については、「沖浜盛立地監視及び地下水位調査報告」で報告し、上記に加え自主的な監視結果については、毎年行う合同点検会にて報告とします。報告様式については、添付 沖浜盛立地（自主）監視調査報告（様式-1）にて報告します。なお、異常が発見された場合には、定期報告を待たず速やかに県と市へ同時報告致します。

PCBのことには一切触れないカネカの環境報告書

kaneka

環境・社会報告書

2023

2022年4月1日～2023年3月31日
(一部期間外の情報を含みます)

4. 環境負荷に対する監視測定

兵庫県及び高砂市と締結した環境保全協定に基づき、環境に著しい影響を及ぼす可能性がある大気汚染物質、水質汚濁物質の排出量及び騒音・振動の定期的な監視を行い、全ての項目で法律及び環境保全協定値以内であること確認しています。

5. 化学物質の適正管理と排出量低減

大気・水質の污染防治、人や環境に有害な化学物質の適正な管理と排出量の削減に取組み、大気汚染防止法、水質汚濁防止法の規制値や自治体との協定値を遵守し、生産活動を行っています。

ご清聴ありがとうございました



カネカ高砂工業所

PCB盛立地

